

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 中小事業主の認定表示及び愛称の募集要領

1 趣旨

令和元年6月14日に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づき、雇用する労働者が300人以下の中小事業主について、一定の基準を満たす場合は、申請により、障害者雇用促進法第77条に基づき、厚生労働大臣から「認定」を受けることができます。

そして、この「認定」を受けた事業主は、障害者雇用促進法第77条の2に基づき、厚生労働大臣の定める表示（以下「認定表示」という。）を商品や広告等に付することができます。

事業主にとっては、認定表示を商品等に付し、障害者の雇用の促進や雇用の安定に向けた取組を積極的に実施している優良事業主であることを対外的に明らかにすることにより、優秀な人材の確保や学生・社会一般に対するイメージアップにつながります。

このため、障害者の雇用の促進や雇用の安定に向けた取組を積極的に実施している優良企業を広く認知していただくことを目的に、当該優良事業主のみが使用できる認定表示（マーク）及び当該優良事業主を表す愛称を募集します。

2 募集内容

障害者の雇用の促進や雇用の安定に向け積極的に取り組んでいる事業主であることを示す認定表示（マーク）及び愛称です。

マークについては、障害者が、その個性と能力を十分に発揮していきいきと活躍できる企業であることが一目で分かるような、明るいイメージを持った、親しみやすく分かりやすいものを募集します。

愛称については、障害者の雇用の促進や雇用の安定に向けた取組を積極的に実施し、障害者がいきいきと活躍している企業であるということが分かりやすく伝わり、親しみやすいものを募集します。

なお、応募する作品については簡単な解説（マークについてはデザインに関するコメント／愛称についてはその由来）をつけてください。

3 応募締切

令和2年1月24日（金）（当日消印有効）

4 応募資格

特に制限はありません。

5 応募方法

作品と作品の解説（コメント）、氏名（ふりがな）、年齢、職業（学校）、住所、電話番号を記入の上、以下の方法で応募してください（複数応募の場合、それぞれの作品に記入してください。）。

1) 電子メールの場合

送付先アドレス shoutaika@mhlw.go.jp

- ・送付メールの標題は「認定マーク・愛称応募」としてください。
- ・電子データは、1作品につき1ファイルとし、ファイル形式は、認定マークを応募する場合はJPEG または GIF 形式、愛称を応募する場合はWord、一太郎またはPDF ファイルとし、ファイルの容量は2MB（メガバイト）以内としてください（合計の容量が2MB 以内であれば 複数の作品を1つのメールでまとめて送付も可能です。）。

2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 職業安定局障害者雇用対策課

認定マーク・愛称事務局宛

- ・認定マークを応募する場合は、封書又ははがきでの応募してください。応募書類1枚につき1作品を記入し、A4 サイズ白色用紙を縦に使用し、作品は10cm×10cmの枠内に描いてください。
- ・愛称を応募する場合は、封書又ははがきでの応募とすること。封書の場合は、任意の応募用紙1枚につき1作品とする。はがきの場合は、はがき1枚につき1作品とし、複数応募する場合には、応募する作品に応じた枚数を送付してください。
- ・複数の作品を応募する場合や、認定マークと愛称の両方を封書で応募する場合は、1つの封書でまとめて送付して差し支えありません。

6 応募作品

- ・応募作品数は、1人何点でも可能です。
- ・自身で作成した未発表の作品に限ります。
- ・応募作品は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・認定表示の作成、認定表示及び愛称の応募に係る費用は、応募者の負担と

します。

- ・他の作品の模倣と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消します。また、類似と認められる作品も決定を取り消す場合があります。

7 著作権等

- ・選定された作品の著作権等一切の権利は、厚生労働省に帰属します。
- ・選定された作品に関する著作権譲渡契約書及び著作権譲渡登録のために署名・捺印が必要です。
- ・選定された作品に関して著作者人格権を行使しないことへの同意が必要です。
- ・認定表示の応募作品については、印刷等の際に若干の修正を行うことがあります。

8 選定方法・発表

- ・認定マーク、愛称それぞれ1作品を選定します。
- ・令和2年2月以降に受賞者に連絡の上、記念品を授与します。なお、賞金はありません。
- ・選定の結果は、厚生労働省ホームページなどで発表する予定です。

9 マークの使用基準

- ・マークは、商品、広告、名刺、書類等に使用されます。
- ・マークの使用可能期間は、障害者雇用促進法に基づく認定を受けている期間内になります。

10 問い合わせ先

厚生労働省 職業安定局

障害者雇用対策課 雇用促進係

電話：03-5253-1111（内線：5831）

(参考)

障害者の雇用の促進等に関する法律（関連条文）

(基準に適合する事業主の認定)

第 77 条 厚生労働大臣は、その雇用する労働者の数が常時 300 以下である事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組に関し、当該取組の実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

2 第 43 条第 8 項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

(表示等)

第 77 条の 2 前条第 1 項の認定を受けた事業主(次条において「認定事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 77 条の 3 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 77 条第 1 項の認定を取り消すことができる。

- 一 第 77 条第 1 項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第 77 条第 1 項の認定を受けたとき。